

税 目	内容	細 目	適用時期																				
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 個人所得課税の見直し</p>	<p><b>1. 給与所得控除等（国税・地方税）</b></p> <p>(1) 給与所得控除の見直し 給与所得控除について、次の見直しを行う。</p> <p>① 控除額の引き下げ 給与所得控除額を一律10万円引き下げる。</p> <p>② 給与所得控除の上限額の引き下げ 給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円とし、その上限額を195万円に引き下げる。</p> <p>(2) 上記(1)の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="633 625 1425 900"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162.5万円以下</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>162.5万円超180万円以下</td> <td>その収入金額×40%－10万円</td> </tr> <tr> <td>180万円超360万円以下</td> <td>その収入金額×30%＋8万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超660万円以下</td> <td>その収入金額×20%＋44万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超850万円以下</td> <td>その収入金額×10%＋110万円</td> </tr> <tr> <td>850万円超</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 特定支出控除の見直し 特定支出控除について、次の見直しを行う。</p> <p>① 特定支出の範囲 特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。</p> <p>② 単身赴任者の帰宅旅費の回数制限撤廃など 特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。</p> <p>(4) 源泉徴収税額票等の変更 上記(1)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 公的年金等控除（国税・地方税）</b></p> <p>(1) 公的年金等控除の見直し 公的年金等控除について、次の見直しを行う。</p> <p>① 控除額の引き下げ 公的年金等控除額を一律10万円引き下げる。</p> <p>② 控除額の上限設定 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、1,955,000円の上限を設ける。</p> <p>③ 高額所得者に係る公的年金等控除額の逦減措置 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額を次のとおり逦減する。</p> <p>イ. 公的年金等以外の所得に係る合計所得2,000万円以下である場合 上記①及び②の見直し後の控除額から一律10万円の引き下げ</p> <p>ロ. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合 上記①及び②の見直し後の控除額から一律20万円の引き下げ</p> <p>(2) 上記(1)の見直しの後の公的年金等控除額 次の①～③の区分に応じ、イ+ロの合計額とし、その金額がハに満たない場合は、ハの最低保証額とする。</p> <p>① 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合</p> <p>イ. 定率控除額 40万円</p> <p>ロ. 定率控除額 50万円控除後の公的年金等の収入金額に次の区分に応じ、それぞれ次の割合を乗じた金額</p> <table data-bbox="633 2381 1246 2497"> <tbody> <tr> <td>① 360万円以下の部分</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>② 360万円を超え720万円以下の部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>③ 720万円を超え950万円以下の部分</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額	給与所得控除額	162.5万円以下	55万円	162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円	180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円	360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円	660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円	850万円超	195万円	① 360万円以下の部分	25%	② 360万円を超え720万円以下の部分	15%	③ 720万円を超え950万円以下の部分	5%	<p>※平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用する。</p> <p>◆付録①参照</p>
給与等の収入金額	給与所得控除額																						
162.5万円以下	55万円																						
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円																						
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円																						
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円																						
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円																						
850万円超	195万円																						
① 360万円以下の部分	25%																						
② 360万円を超え720万円以下の部分	15%																						
③ 720万円を超え950万円以下の部分	5%																						

税目	内容	細目	適用時期																															
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 個人所得課税の見直し(続)</p>	<p>ハ. 最低保証額 65歳未満 60万円 65歳以上 110万円</p> <p>② 公的年金等に係る雑所得<b>以外</b>の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え<b>2,000万円以下</b>である場合 イ. 定額控除額 30万円 ロ. 定率控除額 ① 360万円以下の部分 25% ② 360万円を超え720万円以下の部分 15% ③ 720万円を超え950万円以下の部分 5%</p> <p>ハ. 最低保証額 65歳未満 50万円 65歳以上 100万円</p> <p>③ 公的年金等に係る雑所得<b>以外</b>の所得に係る合計所得金額が<b>2,000万円</b>を超える場合 イ. 定額控除額 20万円 ロ. 定率控除額 ① 360万円以下の部分 25% ② 360万円を超え720万円以下の部分 15% ③ 720万円を超え950万円以下の部分 5%</p> <p>ハ. 最低保証額 65歳未満 40万円 65歳以上 90万円</p> <p>※上記①～③を表にまとめると次のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="600 1086 1505 1410"> <thead> <tr> <th>合計所得金額 (注1)</th> <th>定額控除額</th> <th>定率控除額(注2)</th> <th>最低保証額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>40万円</td> <td>①360万円以下の部分 …25%</td> <td>65歳未満 60万円 65歳以上 110万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 2,000万円以下</td> <td>30万円</td> <td>②360万円超 720万円 以下の部分…15%</td> <td>65歳未満 50万円 65歳以上 100万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超</td> <td>20万円</td> <td>③720万円超 950万円 以下の部分… 5%</td> <td>65歳未満 40万円 65歳以上 90万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公的年金等に係る雑所得<b>以外</b>の所得に係る合計所得金額 (注2) いずれも<b>50万円控除後の公的年金等の収入金額</b></p> <p><b>3. 基礎控除(国税・地方税)</b></p> <p>(1) 基礎控除について次の見直しを行う。</p> <p>① 控除額を一律<b>10万円</b>引き上げる。</p> <p>② 控除額の逡減措置</p> <p>イ. 国税 合計所得金額が<b>2,400万円</b>を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が<b>逡減</b>し、合計所得金額が<b>2,500万円</b>を超える個人については<b>基礎控除の適用はできない</b>こととする。</p> <p>ロ. 地方税(住民税) <b>前年</b>の合計所得金額が2,400万円を超える所得割の納税義務者についてはその前年の合計所得金額に応じて控除額が逡減し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については<b>基礎控除の適用はできない</b>こととする。</p> <p>(2) 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="635 2027 1350 2233"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>所得税</th> <th>住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>32万円</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>16万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他所要の措置</p> <p>① 国税 上記(1)の見直しに伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置を講ずる。</p> <p>② 地方税 上記(1)の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、地方税法第37条及び第314条の6に規定する調整控除を適用しないこととする等の所要の措置を講ずる。</p>	合計所得金額 (注1)	定額控除額	定率控除額(注2)	最低保証額	1,000万円以下	40万円	①360万円以下の部分 …25%	65歳未満 60万円 65歳以上 110万円	1,000万円超 2,000万円以下	30万円	②360万円超 720万円 以下の部分…15%	65歳未満 50万円 65歳以上 100万円	2,000万円超	20万円	③720万円超 950万円 以下の部分… 5%	65歳未満 40万円 65歳以上 90万円	合計所得金額	所得税	住民税	2,400万円以下	48万円	43万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円	2,500万円超	0円	0円	<p>(公的年金等以外の所得)</p> <p>◆1,000万円迄 →195.5万円</p> <p>◆2,000万円迄 →185.5万円</p> <p>◆2,000万円超 →175.5万円</p>
合計所得金額 (注1)	定額控除額	定率控除額(注2)	最低保証額																															
1,000万円以下	40万円	①360万円以下の部分 …25%	65歳未満 60万円 65歳以上 110万円																															
1,000万円超 2,000万円以下	30万円	②360万円超 720万円 以下の部分…15%	65歳未満 50万円 65歳以上 100万円																															
2,000万円超	20万円	③720万円超 950万円 以下の部分… 5%	65歳未満 40万円 65歳以上 90万円																															
合計所得金額	所得税	住民税																																
2,400万円以下	48万円	43万円																																
2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円																																
2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円																																
2,500万円超	0円	0円																																

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	I. 個人所得課税の見直し(続)	<p><b>4. 所得金額調整控除 (国税・地方税)</b></p> <p>(1) 特別障害者である場合等の措置                      その年の給与等の収入金額が <b>850万円</b>を超える居住者で、次のいずれかに該当するものの<b>総所得金額</b>を計算する場合には、給与等の収入金額(注)から <b>850万円</b>を控除した金額の <b>10%</b>に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。                      (注) 給与等の収入金額が <b>1,000万円</b>を超える場合には <b>1,000万円</b></p> <p>① 居住者が特別障害者に該当するもの                      ② 年齢 <b>23歳未満</b>の扶養親族を有するもの                      ③ 特別障害者である<b>同一生計配偶者</b>若しくは<b>扶養親族</b>を有するもの</p> <p>(2) 給与所得と公的年金等所得を有する場合の負担調整措置                      その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が <b>10万円</b>を超えるものの<b>総所得金額</b>を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(注1)及び公的年金等に係る雑所得の金額(注2)の合計額から <b>10万円</b>を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。                      (注1) 給与所得控除後の給与等の金額が <b>10万円</b>を超える場合には、<b>10万円</b>とする。                      (注2) 公的年金等に係る雑所得の金額が <b>10万円</b>を超える場合には、<b>10万円</b>とする。</p> <p>(3) その他                      ① <b>上記(1)の調整控除は、年末調整において適用できることとする。</b>                      ② 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、<b>上記(2)の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置を講ずる。</b></p> <p><b>5. 青色申告控除</b></p> <p>(1) 控除額の引き下げ                      取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を <b>55万円</b>(現行：65万円)に引き下げる。</p> <p>(2) 引き下げ除外措置                      上記(1)にかかわらず、上記(1)の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件の<b>いずれか</b>を満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を <b>65万円</b>とする。</p> <p>① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより<b>電磁的記録の保存等</b>を行っていること。                      ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに<b>e-Tax</b>を使用して行うこと。</p> <p>(3) その他                      平成32年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録による備付けを開始する日から同年12月31日までの間におけるこれらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存を行っているときは、同年分の<b>65万円</b>の青色申告特別控除の適用における上記(5)②イの要件を満たすこととする等の所要の措置を講ずる。</p> <p><b>6. 上記1～5までの見直しに伴う所要の措置</b></p> <p>(1) 国税                      ① <b>同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 48万円以下</b>(現行：38万円以下)に引き上げる。                      ② <b>源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を 95万円以下</b>(現行：85万円以下)に引き上げる。                      ③ <b>配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を 48万円超133万円以下</b>(現行：38万円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ<b>10万円</b>引き上げる。                      ④ <b>勤労学生の合計所得金額要件を 75万円以下</b>(現行：65万円以下)に引き上げる。</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 個人所得課税の見直し(続)</p>	<p>⑤ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例につき、必要経費に算入する金額の最低保障額を55万円(現行：65万円)に引き下げる。                  ⑥ 非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を、65歳未満の者については5万円(現行：6万円)に、65歳以上の者については9万5千円(現行：10万円)に、それぞれ引き下げる。                  (2) 地方税                  ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下(現行：38万円以下)に引き上げる。                  ② 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下(現行：38万円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。                  ③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を75万円以下(現行：65万円以下)に引き上げる。                  ④ 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を135万円以下(現行：125万円以下)に引き上げる。                  ⑤ 個人住民税均等割の非課税基準を、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に21万円を加えた金額)とする。                  また、個人住民税所得割について、前年の所得の金額が35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に32万円を加えた金額)以下の者を非課税とする。                  ⑥ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例につき、必要経費に算入する金額の最低保障額を55万円(現行：65万円)に引き下げる。</p>	
	<p>II. 金融・証券税制</p>	<p>1. 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等                  次の措置を講ずる。                  (1) 外国法人税の額の控除等                  支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、その支払の取扱者が源泉徴収するその上場株式等の配当等に係る所得税の額から控除する。                  ① 集団投資信託の収益の分配…その集団投資信託の信託財産について納付した外国所得税の額のうち、その収益の分配に対応する部分の額                  ② 特定目的会社の利益の配当…その特定目的会社が納付した外国法人税の額のうち、その利益の配当に対応する部分の額                  ③ 投資法人の投資口の配当等…その投資法人が納付した外国法人税の額のうち、その配当等に対応する部分の額                  ④ 特定目的信託の受益権の剰余金の配当…その特定目的信託の信託財産について納付した外国法人税の額のうち、その剰余金の配当に対応する部分の額                  (2) 外国所得税等の加算                  上記(1)により控除する外国所得税及び外国法人税(「外国所得税等」)の額は、その上場株式等の配当等に係る所得税の額に集団投資信託、特定目的会社、投資法人又は特定目的信託の外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とし、その上場株式等の配当等の金額に加算する。                  (3) 源泉徴収税額の対象金額                  上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額は、上記(1)による外国所得税等の額の控除後の金額とする。                  (4) 外国所得税等の控除                  上記(1)により控除された外国所得税等の額に相当する金額は、その上場株式等の配当等の交付を受ける者のその年分の所得税の額から控除できることとする(法人税についても同様とする。)                  (5) 外国所得税額等の通知義務                  上記(1)の支払の取扱者は、上場株式等の配当等の交付を受ける者に対し、上記(1)により控除する外国所得税等の額に相当する金額を通知しなければならないこととする。</p>	<p>※平成32年1月1日以後に支払われる上場株式等の配当等につき適用する。</p>



税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	Ⅱ. 金融・証券税制 (続)	<p><b>2. 信託財産に係る利子等の課税の特例等</b>                      集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する外国所得税の額は、その収益の分配に係る所得税の額にその集団投資信託の外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とするほか、信託財産について納付された外国所得税を、その年分の所得税の額から控除することができる等の所要の措置を講ずる。</p> <p><b>3. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)</b>                      ① 非課税口座の開設手続について、所要の見直しを行う。                      ② 非課税口座内上場株式等は、非課税期間終了の日に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座がある場合には、その特定口座に移管されることとする。                      ※1. 上記①の改正は、平成31年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用する。                      ※2. 上記②の改正については、ジュニアNISAにおける未成年者口座内上場株式等の移管(課税未成年者口座を構成する特定口座への移管を含む。)についても同様とする。</p>	<p>※平成32年1月1日以後に支払われる収益の分配について適用する。</p>
	Ⅲ. 土地・住宅税制	<p><b>1. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除</b>                      特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる(法人税についても同様とする。)                      ① 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。                      ② 食品流通構造改善促進法の改正を前提に、適用対象から同法の認定を受けた計画に基づく食品商業集積施設整備事業の用に供するために土地等が地方公共団体の出資に係る法人等により買取られる場合を除外する。</p> <p><b>2. 居住用財産の買換え等の損失の譲渡損失の繰越控除等</b>                      適用期限を2年延長する。</p> <p><b>3. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等</b>                      適用期限を2年延長する。</p> <p><b>4. 特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例</b>                      買換資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のもの(以下「非耐火既存住宅」という。)である場合の要件に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすこと(以下「経過年数等要件」という。)を加えた上、その適用期限を2年延長する。                      なお、経過年数等要件を満たさない非耐火既存住宅を取得した場合であっても、その取得期限迄に改修等を行うことにより経過年数等要件に適合することとなったときは、経過年数等要件を満たす家屋を取得したものとする。</p> <p><b>5. 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例・・・廃止(法人税も同様)。</b></p>	<p>※平成30年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月1日以後に買換資産を取得する場合について適用する。</p>
	Ⅳ. 森林吸収源対策に係る地方財源の確保	<p><b>1. 森林環境税(仮称)の創設</b>                      (1) 基本的な仕組み                      ① 納税義務者等                      森林環境税(仮称)は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。                      ② 税率は、年額1,000円とする。                      ③ 賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。                      ④ 国への払込み                      市町村は森林環境税(仮称)として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払込むこととする。                      (2) 施行期日：平成36年度から課税する。                      (3) その他、個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。</p>	

税目	内容	細目	適用時期												
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>IV. 森林吸収源対策に係る地方財源の確保(続)</p>	<p>2. 森林環境譲与税(仮称)の創設</p> <p>(1) 基本的な仕組み</p> <p>① 森林環境譲与税(仮称) 森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。</p> <p>② 譲与基準</p> <p>イ. 森林環境譲与税(仮称)の10分の9に相当する額は、市町村に対し、その額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与する。</p> <p>ロ. 森林環境譲与税(仮称)の10分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。 (注) 私有林人工林面積は、林野率により補正する。</p> <p>③ 用途及び公表</p> <p>イ. 市町村は、森林環境譲与税(仮称)を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。</p> <p>ロ. 都道府県は、森林環境譲与税(仮称)を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。</p> <p>ハ. 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税(仮称)の用途等を公表しなければならないこととする。</p> <p>(2) 施行期日：森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与する。</p> <p>3. 経過措置</p> <p>(1) 平成31年度から平成35年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとする。</p> <p>(2) 平成36年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とする。</p> <p>(3) 平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税(仮称)の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="616 1421 1389 1638"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年度から平成36年度まで</td> <td>100分の80</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>平成37年度から平成40年度まで</td> <td>100分の85</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>平成41年度から平成44年度まで</td> <td>100分の88</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table>	期間	市町村	都道府県	平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20	平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15	平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12	
期間	市町村	都道府県													
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20													
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15													
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12													
	<p>V. 租税特別措置法等</p>	<p>1. 時効消滅が完成した年金に係る源泉徴収</p> <p>国民年金法又は厚生年金保険法に規定する年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、その権利の消滅時効を援用せずに支払われる年金については、源泉徴収を要しないこととする。</p> <p>これに伴い、公的年金等に係る確定申告不要制度における全ての公的年金等が源泉徴収されていることとの要件について、所要の整備を行う。</p> <p>2. 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置</p> <p>申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないこととの決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例(以下「承認に係る特例」という。)につき、その承認に係る特例の対象範囲に次に掲げる贈与又は遺贈(以下「贈与等」という)を加える等所要の措置を講ずる。</p> <p>① 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は国立研究開発法人(法人税法別表第一に掲げる法人に限る。)に対する贈与等で、その贈与等に係る財産が一定の手続の下でこれらの法人の行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるもの</p> <p>② 国立研究開発法人(法人税法別表第二に掲げる法人に限る)、公益社団法人又は公益財団法人に対する贈与等でこれらの法人の理事、監事、評議員その他これらに準ずるもの(その親族等を含む)以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が一定の手続の下でこれらの法人の行う研究開発の実施等の業務等に充てるための基金に組み入れられるもの</p>	<p>※平成30年4月1日以後に支払われる年金について適用する。</p>												

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>V. 租税特別措置法等 (続)</p>	<p>3. 社会保険診療報酬の所得計算の特例 適用対象となる社会保険診療の範囲に、介護医療院サービスを加える(法人税についても同様とする。)</p> <p>4. 山林所得に係る森林計画特別控除 適用期限を2年延長する。</p> <p>5. 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税特例 適用期限の到来をもって廃止する。</p> <p>6. 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入特例 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額を必要経費に算入する特例の適用期限を2年延長する。</p>	
	<p>VI. その他</p>	<p>1. 年末調整手続き 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続きについて、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 控除証明書の電磁的方法による提供 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、その控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、その申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、その給与等の支払を受ける者は、その控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。</p> <p>(2) 住宅ローン控除申告書の電磁的方法による提供 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(以下「住宅ローン控除」という。)の適用を受けようとするものは、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書(以下「住宅ローン控除申告書」という。)の書面による提出に代えて、その住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、その給与等の支払を受ける者は、その住宅ローン控除申告書を提出したものとみなす。</p> <p>(3) 住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の電磁的方法による提供 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受けようとするもの(居住年が平成31年以後である者に限る。)は、住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書(以下「住宅ローン控除証明書」という。)又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(以下「年末残高証明書」という。)の書面による提出に代えて、その住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された情報で、その住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、その住宅ローン控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、その給与等の支払を受ける者は、その住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書を提出したものとみなす。</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)の改正に伴い、年末残高証明書に記載すべき事項の電磁的方法による交付を可能とする等の所要の措置を講ずる。 (注)平成32年10月1日以後に交付する年末残高証明書について適用</p> <p>(5) 住宅ローン控除の適用を受ける際に住宅ローン控除申告書等に添付すべき住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の範囲に、その住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者から電磁的方法により提供を受けた、その住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。</p>	<p>※平成32年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書につき適用する。 (個人住民税は平成33年度以後。以下、同じ)</p> <p>※税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対する、平成32年10月1日以後に提出する住宅ローン控除申告書につき適用する。</p> <p>※平成32年10月1日以後に提出する住宅ローン控除申告書につき適用する。</p> <p>※平成32年10月1日以後に提出する住宅ローン控除申告書等につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	VI. その他 (続)	<p><b>2. 支払調書等のe-Tax又は光ディスク等による提出義務制度</b> 支払調書等の e-Tax 又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を <b>100 枚以上</b> (現行：1,000 枚以上) に引き下げる。</p> <p><b>3. 母子及び父子並びに寡婦福祉法の高等職業訓練促進給付金</b> 所要の法令改正等を前提に、引き続き次の措置を講ずる。 (1) 所得税を課さない。 (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。</p> <p><b>4. 生活保護法の一部改正により新たに支給されることとなる進学自立給付金</b> 次の措置を講ずる。 (1) 所得税を課さない。 (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。</p> <p><b>5. 給与所得に係る特別徴収税額通知</b> 給与所得に係る特別徴収税額通知 (特別徴収義務者用) について、その通知に記載すべき事項を eLTAX を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、<b>書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。</b></p> <p><b>6. 国民健康保険税</b> (1) 課税限度額の引き上げ 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 58 万円 (現行：54 万円) に引き上げる。 (2) 減額対象所得基準の引き上げ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。 ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 27.5 万円 (現行：27 万円) に引き上げる。 ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 50 万円 (現行：49 万円) に引き上げる。</p>	<p>※平成 33 年 1 月 1 日以後に提出すべき支払調書等につき適用</p> <p>※平成 30 年度分以後の個人住民税について適用する。</p>
法人課税	I. 賃上げ・生産性向上のための税制	<p><b>1. 所得拡大促進税制の改組</b> 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度を改組し、青色申告書を提出する法人が、<b>平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度</b> (設立事業年度を除く。) において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の (1) に掲げる要件を満たすときは、次の (2) に掲げる金額をその事業年度の法人税の額から控除することができる制度とする (所得税についても同様とする。) (1) 適用要件 ① <b>平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 3% 以上</b> であること。 ② 国内設備投資額が減価償却費の総額の <b>90% 以上</b> であること。 (2) 税額控除額…次の①と②のうち、いずれか少ない金額とする。 ① 給与等支給増加額×15% (注) ② 当期の法人税額×20% (注) 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が <b>20% 以上</b> であるときは <b>20%</b> (3) 用語の定義 ① 給与等支給増加額 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。ただし、改組後の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、現行と同様の調整を行う。 ② 教育訓練費 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で次のものをいう。 イ. その法人が教育訓練等 (教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう。) を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用</p>	<p>☆中小企業における所得拡大促進税制については10頁の4に掲載</p> <p>◆付録②参照</p>



税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	I. 賃上げ・生産性向上のための税制（続）	<p>ロ. 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費                  ハ. 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用</p> <p>③ 比較教育訓練費の額                  前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいう。</p> <p>④ 国内設備投資額及び減価償却費の総額                  国内設備投資額とは、法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいい、減価償却費の総額とは、その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）をいう。</p> <p>(4) その他                  平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、計算の基礎となる継続雇用者の範囲を見直し、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものとするほか、所要の措置を講ずる。                  なお、計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には、上記(1)①の要件は満たさないものとする。</p> <p><b>2. 情報連携投資等の促進に係る税制の創設</b>                  生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の革新的データ活用計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合（注）において、情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、特別償却又は税額控除との選択適用ができることとする（所得税についても同様とする。）                  （注）新設又は増設をしたソフトウェアの取得価額の合計額（そのソフトウェアとともに取得又は製作をした機械装置又は器具備品がある場合には、これらの取得価額の合計額を含む。）が5,000万円以上の場合をいう。</p> <p>(1) 特別償却…取得価額×30%                  (2) 税額控除…次の①と②のうち、いずれか少ない金額とする。                  ① 取得価額×5%（※）                  ② 当期の法人税額×20%（※）                  （※）上記1. (1) ①の要件を満たさない場合には①は3%、②は15%</p> <p>(3) 情報連携利活用設備                  上記本文（注）のソフトウェア、機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。なお、機械装置は、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものに限る。</p> <p>(4) データ連携・利活用                  上記(3)のデータ連携・利活用とは、革新的データ活用計画に基づく生産性向上の実現のための臨時措置法の革新的データ活用（仮称）のうち次の要件を満たすものをいう。                  ① 次のいずれかに該当すること                  イ. 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有をするデータ又は自らがセンサーを利用して新たに取得するデータを、既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること。                  ロ. 同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。                  ② 次の全てが行われること                  イ. 上記①イの各データ又は上記①ロの各データの継続的かつ自動的な収集及び一体的な管理                  ロ. 上記①イの各データ又は上記①ロの各データ同士の継続的な連携及び分析                  ハ. 上記ロの分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示</p>	

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	I. 賃上げ・生産性向上のための税制(続)	<p>③ 上記②イからハまでを行うシステムのセキュリティの確保等につきセキュリティの専門家が確認をするものであること等</p> <p><b>3. 租税特別措置の適用要件の見直し</b>            大企業(注1)が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除(注2)を適用できないこととする。            ただし、その所得の金額(注3)が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあつては、対象外とする(所得税についても同様とする。)            ① 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。            ② 国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること。            (注1) 大企業とは、中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等以外の法人をいう。            (注2) 一定の税額控除は、次の制度の税額控除とする。            イ. 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)            ロ. 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)            ハ. 情報連携投資等の促進に係る税制(上記2)            (注3) 所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とするほか、必要な調整を行う。なお、受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入等は調整を行わない。            (注4) 上記①の平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額は上記1(4)と同様とし、その計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には上記①の要件は満たすものとする。            (注6) 国内設備投資額及び減価償却費の総額は、上記1(3)④と同様</p> <p><b>4. 中小企業における所得拡大促進税制の改組</b>            青色申告書を提出する中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度を除く。)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の(1)の要件を満たすときは、次の(2)に掲げる金額をその事業年度の法人税の額から控除することができる制度とする(所得税についても同様とする。)            (1) 適用要件            平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%(大法人の半分)以上であること            (2) 税額控除額…次の①と②のうち、いずれか少ない金額とする。            ① 給与等支給増加額×15%(注)            ② 当期の法人税額×20%            (注) 次の要件を満たすときは、25%とする。            イ. 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。            ロ. 次のいずれかの要件を満たすこと            ④ 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%(大法人の半分)以上であること。            ⑤ その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。</p>	<p>☆上記1の制度との選択適用とする。            また、上記1(3)①～③の定義及び(4)の規定については本制度も同様とする。</p> <p>◆付録②参照</p>
	II. 競争力強化のための税制措置	<p><b>1. 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設</b>            産業競争力強化法の改正を前提に、法人が、同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を同法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に受けた事業者の行ったその特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編(仮称)により、その有する株式(出資を含む。)を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする(所得税についても同様とする。)</p> <p><b>2. 組織再編税制に係る一定の見直し(省略)</b></p>	

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	Ⅲ 地方再生の実現	<p><b>1. 地方拠点強化税制の見直し</b></p> <p>(1) 特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>(2) 雇用促進税制 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度のうち同意雇用開発促進地域に係る措置の廃止に伴い、同制度のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置を地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度に改組するとともに、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。</p>	
	Ⅳ 税務手続の電子化等の推進	<p><b>1. 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設</b></p> <p>(1) 申告書の電子情報処理組織による提出の義務化 大法人の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax・eLTAX）により提供しなければならないこととする。 （注）上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて<b>資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社</b>をいう。</p> <p>(2) 添付書類の提出義務化 上記(1)の大法人の上記(1)の申告書の添付書類の提出については、その添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項をe-Tax・eLTAX又はその事項を記録した<b>光ディスク等</b>を提出する方法により提供しなければならないこととする。</p> <p>(3) やむを得ない場合の書面提出 上記(1)の大法人が、電気通信回線の故障（サイバーテロ等）、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記(1)の申告書及び上記(2)の添付書類を書面により提出できることとする。</p> <p><b>2. 第三者作成書類の保存措置</b> 法人税の次の制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類については、<b>添付することに代えて保存することにより次の制度の適用を認めることとする。</b></p> <p>① 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 ② 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 ③ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 ④ 収用換地等の場合の所得の5,000万円特別控除 その他2件</p> <p><b>3. 連結子法人の個別帰属額等の届出の見直し</b> 連結親法人が連結子法人の個別帰属額等を電子情報処理組織を使用する方法又はその個別帰属額等を記録した光ディスク等を提出する方法によりその連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には、連結子法人が、その個別帰属額等を記載した書類を、その連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなす。（その他は省略）</p> <p><b>4. 申告書の自書押印制度の廃止</b> 法人税、地方法人税及び復興特別法人税の申告書における<b>代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。</b></p> <p><b>5. 勘定科目内訳書の簡略化</b> 法人税及び地方法人税の申告手続について、勘定科目内訳明細書の<b>記載内容の簡素化等</b>を図るほか、所要の措置を講ずる。</p> <p><b>6. 外形標準課税等の場合の計算書類の提出</b> 外形標準課税対象法人が法人税の確定申告書又は中間申告書の提出をe-Taxを使用して行い、かつ、これらの申告書に貸借対照表及び損益計算書の添付がある場合には、法人事業税の確定申告又は中間申告において、これらの書類の添付があったものとみなすこととする。</p>	<p>※平成32年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。</p> <p>◆左記に該当しない書面提出をした場合は<b>無申告扱い</b>となる。</p> <p>※平成32年4月1日以後に終了する連結事業年度について適用する。</p> <p>※平成32年4月1日から施行する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	V その他の租税特別措置	<p><b>1. 高度省エネルギー増進設備等の特別償却又は税額控除（新設）</b></p> <p>(1) 概要 青色申告書を提出する法人で特定事業者等であるものが、適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができることとする。ただし、税額控除額は、当期の法人税額の20%を上限とする。</p> <p>(2) 特定事業者等</p> <p>① エネルギーの使用の合理化等に関する法律のエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣に指定された工場等を設置している者（その指定に係る同法の加盟者を含む。）</p> <p>② 改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の連携省エネルギー計画（仮称）の認定を受けた工場等を設置している者</p> <p>③ 改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の荷主連携省エネルギー計画（仮称）の認定を受けた荷主</p> <p>(2) 適用期間</p> <p>① 上記(2)の①の法人 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間</p> <p>② 上記(2)の②及び③の法人 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの期間</p> <p>(3) 高度省エネルギー増進設備等</p> <p>① 上記(2)の①の法人 エネルギーの使用の合理化等に関する法律により主務大臣に提出した中長期的計画に記載されたエネルギーの使用の合理化のために設置する機械その他の減価償却資産（※）で特に効果の高い一定のもの</p> <p>② 上記(2)の②の法人 連携省エネルギー計画に記載された連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる一定の機械その他の減価償却資産（※）</p> <p>③ 上記(2)の③の法人 荷主連携省エネルギー計画に記載された荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる一定の機械その他の減価償却資産（※） ※ 機械その他の減価償却資産とは、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいう。</p> <p>(4) 適用除外資産 補助金等の交付を受けて取得等をしたものは対象外とする。</p> <p><b>2. 再生可能エネルギー発電設備等を取得等した場合の特別償却（新設）</b> 青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができることとする。 （詳細は省略）</p> <p><b>3. 情報流通円滑化設備を取得等した場合の特別償却（新設）</b> 青色申告書を提出する法人で特定通信・放送開発事業実施円滑化法の地域特定電気通信設備供用事業の実施計画の認定を受けたものが、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、その実施計画に記載された情報流通円滑化設備の取得等をして、東京圏以外の地域内において事業の用に供した場合には、その取得価額の15%の特別償却ができることとする。 （詳細は省略）</p> <p><b>4. 企業主導型保育施設用資産を取得等した場合の割増償却（新設）</b> 青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産（※）の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする（所得税についても同様とする。）。 ※ 事業所内保育施設の新設又は増設とともに幼児遊戯用構築物等の取得等をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の助成金を受ける場合におけるその事業所内保育施設を構成する建物等及びその幼児遊戯用構築物等をいう。</p>	<p>◆所得税についても同様とする。</p> <p>◆所得税についても同様とする。</p> <p>◆所得税についても同様とする。</p>



税目	内容	細目	適用時期
法人課税	V. その他の租税特別措置(続)	<p><b>5. 特定の医療法人の法人税率の特例</b>                      (1) 社会保険診療等に係る収入金額の要件                      承認要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に一定の予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)及び介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額を加える。                      (2) 承認要件の追加                      承認要件に、その経理に関し次の基準に適合していることを加える。                      ① 青色申告法人の帳簿書類の保存に準じて、帳簿書類を備え付けてその帳簿書類にその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存していること。                      ② その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。</p> <p><b>6. 倉庫用建物等の割増償却</b>                      適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)</p> <p><b>7. 交際費等の損金不算入</b>                      交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p><b>8. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</b>                      適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)</p> <p><b>9. エネルギー環境負荷低減推進設備等の特別償却又は税額控除</b>                      エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(環境関連投資促進税制)は、適用期限の到来をもって廃止する(所得税についても同様とする。)</p> <p><b>10. 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除</b>                      特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)のうち同意雇用開発促進地域に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止する(所得税についても同様とする。)</p> <p><b>11. 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却</b>                      障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が50%以上であることとの要件における重度障害者割合を55%以上に引き上げた上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)</p> <p><b>12. 海外投資等損失準備金</b>                      海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人及び資源開発投資法人に係る準備金積立率を20%(現行:30%)に、資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人に係る準備金積立率を50%(現行:70%)に、それぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。</p>	
	VI. その他	<p><b>1. 法人税における収益の認識等</b>                      法人税における収益の認識等について、次の措置を講ずる。                      (1) 資産の販売等に係る益金算入額の明確化                      資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供(以下「資産の販売等」という。)に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、原則として、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることを法令上明確化する。この場合において、引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額とする。                      (注) 資産の販売等に係る収益の額を実質的な取引の単位に区分して計上できることとするとともに、値引き及び割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除することができることとする。</p>	

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	VI その他	<p>(2) 資産の販売等に係る収益計上時期の明確化 資産の販売等に係る収益の額は、原則として<b>目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入</b>することを法令上明確化する。</p> <p>(3) 資産の販売等に係る収益計上時期（(2)の日に近接する日） 資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って上記(2)の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、上記(2)にかかわらず、その資産の販売等に係る収益の額は、原則としてその事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することを法令上明確化する。</p> <p>(4) 返品調整引当金等の廃止 ① 返品調整引当金 返品調整引当金制度は廃止する。なお、平成30年4月1日において返品調整引当金制度の対象事業を営む法人について、平成33年3月31日までに開始する各事業年度については現行どおりの損金算入限度額による引当てを認めるとともに、平成33年4月1日から平成42年3月31日までの間に開始する各事業年度については現行法による損金算入限度額に対して1年ごとに10分の1ずつ縮小した額の引当てを認める等の経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。</p> <p>② 長期割賦販売等に係る延払基準 長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準により収益の額及び費用の額を計算する<b>選択制度は廃止</b>する。なお、平成30年4月1日前に長期割賦販売等に該当する資産の販売等を行った法人について、平成35年3月31日までに開始する各事業年度について現行の延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、平成30年4月1日以後に終了する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を10年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。</p>	
資産課税	I. 事業承継税制の特例の創設等	<p><b>1. 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設</b> 次の特例制度を創設する。</p> <p>① 特例後継者（仮称）が、特例認定承継会社（仮称）の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈（以下「贈与等」という。）により、その特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した<b>全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額</b>について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。 （注1）上記の「特例後継者」とは、特例認定承継会社の特例承継計画（仮称）に記載された、その特例認定承継会社の代表権を有する後継者（同族関係者と合わせてその特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る。）であって、その同族関係者のうち、その特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者（その特例承継計画に記載されたその後継者が<b>2名又は3名以上</b>の場合には、その議決権数において、それぞれ<b>上位2名又は3名</b>の者（その総議決権数の<b>10%以上を有する者に限る。</b>））をいう。 （注2）上記の「特例認定承継会社」とは、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。 （注3）上記の「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。</p> <p>② 特例後継者が特例認定承継会社の代表者<b>以外</b>の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間（仮称）（5年）内に、その贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、<b>本特例の対象</b>とする。</p> <p>③ 現行の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても、<b>納税猶予の期限は確定しない</b>。ただし、この場合には、その満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る。）を都道府県に提出しなければならない。なお、その理由が、経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、特例認定承継会社は、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、その書類にその内容を記載しなければならない。</p>	<p>※平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。</p> <p>◆付録③参照</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
<p>資 産 課 税</p>	<p>I. 事業承継税制の特例の創設等（続）</p>	<p>④ 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間経過後に、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をするとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散をするとき等には、次のとおり納税猶予税額を免除する。</p> <p>イ. 特例認定承継会社に係る非上場株式の譲渡若しくは合併の対価の額（その譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%に相当する額を下限とする。）又は解散の時ににおける特例認定承継会社の非上場株式の相続税評価額を基に再計算した贈与税額等と譲渡等の前5年間に特例後継者及びその同族関係者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額（以下「直前配当等の額」という。）との合計額（合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除いた額とし、当初の納税猶予税額を上限とする。）を納付することとし、当該再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額を免除する。</p> <p>ロ. 特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をする場合又は特例認定承継会社が合併により消滅する場合（当該譲渡又は合併の対価の額が当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%に相当する額を下回る場合に限る。）において、下記ハの適用を受けようとするときには、上記イの再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額については、担保の提供を条件に、上記イにかかわらず、その納税を猶予する。</p> <p>ハ. 上記ロの場合において、上記ロの譲渡又は合併後2年を経過する日において、譲渡後の特例認定承継会社又は吸収合併存続会社等の事業が継続しており、かつ、これらの会社において特例認定承継会社の譲渡又は合併時の従業員の半数以上の者が雇用されているときには、実際の譲渡又は合併の対価の額を基に再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額（合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除く。）を納付することとし、当該再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が上記ロにより納税が猶予されている額を下回る場合には、その差額を免除する。</p> <p>（注4）上記の「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」とは、次のいずれか（特例認定承継会社が解散をした場合にあつては、㉔を除く。）に該当する場合をいう。</p> <p>㉔ 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社が赤字である場合</p> <p>㉕ 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社の売上高が、その年の前年の売上高に比して減少している場合</p> <p>㉖ 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の6月分に相当する額以上である場合</p> <p>㉗ 特例認定承継会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価（直前の事業年度終了の日以前1年間の平均）が、その前年1年間の平均より下落している場合</p> <p>㉘ 特例後継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由があるとき</p> <p>※ 特例認定承継会社の非上場株式の譲渡等が直前の事業年度終了の日から6月以内に行われたときは上記㉔から㉖までについて、その譲渡等が同日後1年以内に行われたときは上記㉗について、それぞれ「直前の事業年度終了の日」を「直前の事業年度終了の日の1年前の日」とした場合にそれぞれに該当するときについても、「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」に該当するものとする。</p> <p>⑤ 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとする。</p> <p>⑥ その他の要件等は、現行の事業承継税制と同様とする。</p> <p>2. 現行の事業承継税制の要件緩和 現行の事業承継税制についても、上記1. ②と同様に、複数の贈与者からの贈与等を対象とする。</p>	



税目	内容	細目	適用時期
資産課税	Ⅱ. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し	<p><b>1. 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し</b>                  個人から一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。以下「一般社団法人等」という。）に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件（役員等に占める親族等の割合が3分の1以下である旨の定款の定めがあること等）のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化する。</p> <p><b>2. 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税</b></p> <p>① 特定一般社団法人等の役員（理事に限る。以下同じ。）である者（相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の役員であった者を含む。）が死亡した場合には、その特定一般社団法人等が、その<b>特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時の同族役員（被相続人を含む。）の数で除して計算した金額に相当する金額をその被相続人から遺贈により取得したものとみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することとする。</b></p> <p>② ①により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既にその特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額を控除する。</p> <p>③ 上記①、②の「特定一般社団法人等」とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいう。                  イ. 相続開始の直前における<b>同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超えること。</b>                  ロ. 相続開始前<b>5年以内</b>において、<b>同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上</b>であること。</p> <p>④ 上記①の「同族役員」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その<b>配偶者又は3親等内の親族</b>その他その被相続人と特殊の関係がある者（被相続人が会社役員となっている<b>会社の従業員等</b>）をいう。</p>	<p>※平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。</p> <p>※平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税につき適用する。但し、同日前に設立された一般社団法人等は、平成33年4月1日以後のその一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税につき適用し、平成30年3月31日以前の期間は左記③ロの2分の1を超える期間に該当しないものとする。</p>
	Ⅲ. 土地に係る各種負担調整	<p><b>1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置</b></p> <p>① 宅地等及び農地の負担調整措置                  宅地等及び農地の負担調整措置については、平成30年度から平成32年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の<b>仕組みを継続</b>する。</p> <p>② 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。</p> <p><b>2. 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設</b></p> <p>(1) 死亡者登記名義人の移転登記                  相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の所有権の移転登記を受けずに死亡し、その者の相続人等が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受けるその移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。</p> <p>(2) 所有者不明土地の移転登記                  個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（仮称）の施行の日から平成33年3月31日までの間に、市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地について相続による所有権の移転登記を受ける場合において、その移転登記の時における当該土地の価額が10万円以下であるときは、その移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。</p>	<p>◆固定資産税の改正に伴う必要の改正を行う。</p>
	Ⅳ. 租税特別措置法等	<p><b>1. 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設</b>                  文化財保護法の改正を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 概要                  個人が、一定の美術館と特定美術品（仮称）の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画（仮称）の文化庁長官の認定を受けてその美術館（以下「寄託先美術館」という。）にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」という。）がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。</p>	



税 目	内容	細 目	適用時期
資産課税	IV 租税特別措置法等（続）	<p>(注1) 上記の「一定の美術館」とは、博物館法に規定する博物館又は博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。</p> <p>(注2) 上記の「特定美術品」とは、重要文化財に指定された美術工芸品又は登録有形文化財（建造物を除く。）であって世界文化の見地から歴史上、芸術上若しくは学術上特に優れた価値を有するものをいう。</p> <p>(2) 税額の計算</p> <p>① 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、寄託相続人の相続税額を算出する。</p> <p>② 寄託相続人以外の者の取得財産は不変とした上で、寄託相続人が、通常の課税価格による特定美術品のみを相続したものとして計算した場合のその寄託相続人の相続税額と、課税価格を20%に減額したその特定美術品のみを相続するものとして計算した場合のその寄託相続人の相続税額との差額を、その寄託相続人の猶予税額とする。</p> <p>なお、上記①により算出した寄託相続人の相続税額からこの猶予税額を控除した額が、その寄託相続人の納付税額となる。</p> <p>(3) 猶予税額の免除</p> <p>寄託相続人が死亡した場合は、猶予税額を免除する。このほか、寄託先美術館に対するその特定美術品の寄贈又は自然災害によるその特定美術品の滅失があった場合には、下記(4)にかかわらず、猶予税額を免除する。</p> <p>(4) 猶予税額の納付</p> <p>次に掲げる場合には、猶予税額及び法定申告期限からの期間に係る利子税を納付する。</p> <p>① 特定美術品の譲渡等、特定美術品が滅失又は紛失等をした場合</p> <p>② 長期寄託契約が終了した場合又は保存活用計画の期間満了後新たな認定を受けなかった場合</p> <p>③ 重要文化財の指定の解除若しくは登録有形文化財の登録の抹消があった場合又は保存活用計画の認定が取り消された場合</p> <p>④ 寄託先美術館が廃止された場合（新たな寄託先美術館に寄託した場合を除く。）</p> <p>(5) その他</p> <p>① 寄託相続人は3年毎に継続届出書に寄託先美術館の発行する証明書を添付し、寄託相続人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>② 文部科学大臣又は文化庁長官は、上記(4)①から④までに掲げる場合に該当することを知ったときは、寄託相続人の納税地の所轄税務署長にその旨を通知しなければならない。</p> <p><b>2. 登録免許税の税率軽減</b></p> <p>都市再生特別措置法の改正を前提に、同法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に低未利用土地権利設定等促進計画（仮称）に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。</p> <p>① 所有権の移転登記 1,000分の10（本則1,000分の20）</p> <p>② 地上権等の設定登記等 1,000分の5（本則1,000分の10）</p> <p><b>3. 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度</b></p> <p>相続税の納税猶予に所定の貸付けがされた生産緑地についても納税猶予を適用するなど一定の見直しを行う。（詳細は省略）</p> <p><b>4. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し</b></p> <p>① 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外する。</p> <p>イ. 相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者</p> <p>ロ. 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者</p> <p>② 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が、その貸付事業の用に供しているものを除く。）を除外する。</p> <p>③ 介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用する。</p>	<p>※平成30年4月1日以後に相続・遺贈により取得する財産に係る相続税につき適用する。ただし、左記②の改正は、同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については適用しない。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
資 産 課 税	IV. 租税特別措置法等 (続)	<p><b>5. 印紙税</b> 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p><b>6. 先端設備等導入計画に記載された機械・装置等の固定資産税の減免</b> 生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、市町村の導入促進基本計画(仮称)に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画(仮称)に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の<b>3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内</b>において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずる。 上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、適用期限をもって<b>廃止</b>することとし、関係規定を削除する。 (注1) 上記の「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。 イ. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ロ. 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ハ. 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人 (注2) 上記の「一定の機械・装置等」とは次の全てを満たすものとする。 イ. 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの ロ. 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの ① 機械・装置 10年以内 ② 測定工具及び検査工具 5年以内 ③ 器具・備品 6年以内 ④ 建物附属設備(家屋と一体となって効用を果たすものを除く。以下「ハ」において同じ。) 14年以内 ハ. 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの ① 機械・装置 160万円 ② 測定工具及び検査工具 30万円 ③ 器具・備品 30万円 ④ 建物附属設備 60万円</p> <p><b>7. その他</b> (1) 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置適用期限を2年延長する。 (2) 不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。 (3) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率の特例 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p>	<p>※左記「関係規定の削除」は、平成31年4月1日から施行する。</p>
	V. その他	<p><b>1. 日本国籍を有しない被相続人等から国外財産を取得した場合</b> 相続開始又は贈与の時において<b>国外に住所を有する日本国籍を有しない者等</b>が、国内に住所を有しないこととなった時前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える被相続人又は贈与者(その期間引き続き日本国籍を有していなかった者であって、その相続開始又は贈与の時において国内に住所を有していないものに限る。)から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する<b>国外財産</b>については、相続税又は贈与税を課さないこととする。ただし、その贈与者が国内に住所を有しないこととなった日から同日以後2年を経過する日までの間に国外財産を贈与した場合において、同日までに再び国内に住所を有することとなったときにおける、その国外財産に係る贈与税については、この限りでない。</p>	<p>※平成30年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
資 産 課 税	V. その他 (続)	<p><b>2. 相続税の申告書に係る添付書類の範囲拡大</b>                      相続税の申告書の添付書類として提出できる書類の範囲に、戸籍謄本を複写したもの等の被相続人の全ての相続人、その相続人の法定相続分及びその相続人が被相続人の実子又は養子のいずれに該当するかの別を明らかにする書類を加える。</p>	<p>※平成30年4月1日以後に提出する申告書につき適用する。</p>
消 費 課 税	I. 観光立国・地方創生の実現	<p><b>1. 国際観光旅客税(仮称)の創設</b></p> <p>(1) 納税義務者                      国際観光旅客等(出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて本邦から出国する観光旅客その他の者等をいい、船舶又は航空機の乗員等を除く。以下同じ。)は、国際観光旅客税を納める義務がある。</p> <p>(2) 課税の対象                      国際船舶等(本邦と外国との間で観光旅客その他の者の運送の用に供される船舶又は航空機(公用船及び公用機を除く。)をいう。以下同じ。)による本邦からの出国には、国際観光旅客税を課する。</p> <p>(3) 非課税                      次に掲げる国際観光旅客等の出国には、国際観光旅客税を課さない。                      ① 航空機により入国後24時間以内に出国する乗継旅客                      ② 天候その他の理由で本邦に寄港した国際船舶等に乗船等していた者                      ③ 2歳未満の者                      (注) 本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、関係法令の改正により、国際観光旅客税を課さないこととする。</p> <p>(4) 納税地                      国際観光旅客税の納税地は、国内運送事業者(国内に住所等を有する国際運送事業(国際船舶等を使用して有償で旅客を運送する事業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)の特別徴収による場合は、原則としてその住所等の所在地とし、国外運送事業者(国内運送事業者以外の国際運送事業を営む者をいう。以下同じ。)の特別徴収及び国際観光旅客等の納付による場合は、原則として出国する港の所在地とする。</p> <p>(5) 税率                      国際観光旅客税の税率は、<b>出国1回につき1,000円</b>とする。</p> <p>(6) 納付等                      ① 国際運送事業を営む者による特別徴収等                      国際運送事業を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乗船等する時までに国際観光旅客税をその国際観光旅客等から徴収し、翌々月末日までに国に納付するとともに、納付すべき税額に係る計算書を、国内運送事業者にあつては納税地を所轄する税務署長に、国外運送事業者にあつては納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。国際運送事業を営む者が納付すべき国際観光旅客税を納付しなかったときは、税務署長又は税関長はその国際観光旅客税を、その国際運送事業を営む者から徴収する。                      ② 国際観光旅客等による納付                      上記①の適用がない場合、国際観光旅客等は国際船舶等に乗船等する時までに国際観光旅客税を国に納付しなければならない。国際観光旅客等が納付すべき国際観光旅客税を納付しなかったときは、税関長はその国際観光旅客税を、その国際観光旅客等から徴収する。</p> <p>(7) 国際運送事業の開廃等の届出及び記帳義務                      ① 国際運送事業を開始しようとする者は、その旨を納税地を所轄する税務署長又は税関長に届け出なければならない。事業を廃止等する場合も同様とする。                      ② 国際運送事業を営む者は、その国際運送事業に係る国際観光旅客等の出国に関する事実を帳簿に記載しなければならない。</p> <p>(8) その他                      ① 平成31年1月7日前に締結された運送契約による国際運送事業に係る出国(運送契約等により運賃の領収とは別に国際観光旅客税を徴収することとされている場合等を除く。)には適用しない。                      ② 現に国際運送事業を営んでいる者の国際運送事業の開始の届出に係る措置等の所要の経過措置を講ずる。                      ③ 国際観光旅客税に係る質問検査等に関する規定を整備するとともに、国際観光旅客税を税理士業務の対象外税目とする等、所要の関係法令の整備を行う。</p>	<p>※平成31年1月7日以後の出国に適用する。</p>



税 目	内容	細 目	適用時期
消費課税	Ⅱ. 税務手続の電子化等の推進	<p><b>1. 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設</b></p> <p>(1) 申告書の電子情報処理組織による提出の義務化                      大法人の消費税の確定申告書、中間申告書、修正申告書及び還付申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供しなければならないこととする。                      （注）上記の「大法人」とは、前記「法人課税（11頁）」と同じ。</p> <p>(2) 添付書類の提出義務化                      上記(1)の大法人の上記(1)の申告書の添付書類の提出については、その添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を e-Tax により提供しなければならないこととする。</p> <p>(3) やむを得ない場合の書面提出                      上記(1)の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記(1)の申告書及び上記(2)の添付書類を書面により提出できることとする。</p> <p><b>2. 適格簡易請求書の交付</b>                      適格簡易請求書の交付について、書面による交付に代えて当該適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供できることとする。</p>	<p>※平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用する。</p> <p>※平成 35 年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。</p>
国際課税	Ⅲ. その他	<p><b>1. 輸入に係る消費税の脱税犯に係る罰金</b>                      輸入に係る消費税の脱税犯に係る罰金刑の上限について、脱税額の 10 倍が 1,000 万円を超える場合には、脱税額の 10 倍（現行：脱税額）に引き上げる。</p> <p><b>2. 消費税における長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等</b>                      消費税における長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等について延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算する<b>選択制度は、廃止</b>する。なお、平成 30 年 4 月 1 日前に長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等を行った事業者について、平成 35 年 3 月 31 日までに開始する各年又は各事業年度について現行の延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとするとともに、平成 30 年 4 月 1 日以後に終了する課税期間において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を 10 年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置を講ずる。                      （注）ファイナンス・リース取引については、現行どおりとするとともに、その他所要の措置を講ずる。</p> <p><b>3. 消費税の簡易課税制度</b>                      農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される<b>食用の農林水産物</b>を生産する事業を<b>第 2 種事業</b>とし、そのみなし仕入率を 80%（現行：70%）とする。                      （注）平成 31 年 10 月 1 日前における食用の農林水産物を生産する事業については、上記のみなし仕入率（80%）は適用しない。</p>	<p>※法律の公布の日から起算して 10 日経過日以後にした違反行為につき適用</p> <p>※平成 31 年 10 月 1 日を含む課税期間から適用する。</p>
国際課税	Ⅰ. 恒久的施設関連規定の見直し	<p>恒久的施設（Permanent Establishment）（「PE」）関連規定について、次の見直しを行う。</p> <p><b>1. PEの定義の見直し</b></p> <p>(1) PE認定の人為的回避防止措置の導入                      いわゆる代理人PE及び独立代理人の範囲の見直し（詳細は省略）</p> <p>(2) 租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定等の整備</p> <p>① わが国が締結した租税条約において、国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上のPEを国内法上のPEとする。外国居住者等所得相互免除法についても同様とする。</p> <p>② その他は省略</p>	



税 目	内容	細 目	適用時期
国際課税	Ⅱ. その他	<p><b>1. 外国子会社合算税制等の見直し</b>                      内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等について、所要の見直しを行う。（詳細は省略）</p> <p>(1) 経済活動基準                      (2) 会社単位の合算課税制度における適用対象金額                      (3) 部分合算課税制度における部分適用対象金額                      (4) 外国金融子会社等に係る部分合算課税制度                      (5) 二重課税調整                      (6) 関連制度の整備</p> <p><b>2. 特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整の改正</b>                      特定目的会社の利益の配当の額に係る所得税の額から控除された外国法人税の額のうち、その支払を受ける者の利益の配当の額に対応する部分の額に相当する金額は、その者のその年分の所得税の額から控除できることとする（法人税についても同様とする。）など、所要の改正を行う。（詳細は省略）</p> <p><b>3. BEPS防止措置実施条約等の実施に係る国内法の整備</b></p> <p>① 非居住者又は外国法人に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、適用対象となる株式等の判定時期を、株式等の譲渡の日前365日以内のいずれかの時に見直す。</p> <p>② 第三国に所在する恒久的施設に帰せられる所得に対して租税条約の特典が制限される場合に国税庁長官から、その特典を受けるための手続の整備を行う等の所要の措置を講ずる。</p> <p><b>4. 租税条約等における提供済情報の外国当局による利用範囲の明確化及び要件・手続の整備</b>                      租税条約等に基づき提供した情報に係る条約相手国による犯則事件等以外の目的での利用について、その範囲を明確化し、財務大臣の同意等を要件として許容することとする。</p>	<p>※平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p>※平成32年1月1日以後に支払われる利益の配当等について適用する。</p> <p>※平成31年分以後の所得税及び平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。</p>
納税環境整備	Ⅰ. 共同電子納税システムの導入	<p><b>1. 共通電子納税システム(共同収納)の導入</b>                      一定の地方税について、納税義務者等がeLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）の運営主体が運営する共通電子納税システムを利用して納付又は納入を行う場合、その収納の事務については、<b>eLTAXの運営主体及び金融機関に行わせるもの</b>とし、これらの税は金融機関からeLTAXの運営主体を経由して地方公共団体に払い込まれるものとする。                      ※ 対象税目は、平成31年10月1日時点においては、個人住民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収分）、法人住民税、法人事業税及び事業所税（これらの税と併せて納付又は納入することとされている税を含む。）とし、実務上対応が可能となった段階で順次、税目の拡大を措置する。</p>	<p>※平成31年10月1日から適用する。</p>
	Ⅱ. eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置	<p><b>1. 総務大臣の監督権限</b>                      総務大臣は、eLTAXの運営主体に対し、地方税法及び定款に違反するおそれがある場合の報告・立入検査及び違法行為等の是正の要求並びにeLTAXの運営主体による適正な事務の実施のための命令及び報告・立入検査等を行うことができることとする。</p> <p><b>2. 安全確保措置</b>                      eLTAXの運営主体の役職員に対する秘密保持義務、義務に違反した場合の罰則、役職員を刑法その他の罰則の適用について公務員とみなす規定等の所要の措置を講ずる。</p> <p><b>3. 地方税共同機構(仮称)の設立</b>                      eLTAXの運営主体である一般社団法人地方税電子化協議会を、次のとおり、地方税法に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方税共同機構（仮称））とする。                      具体的には、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て、平成31年4月1日に機構を設立する。                      これに伴い、<b>一般社団法人地方電子化協議会を廃止し</b>、その権利義務は地方税共同機構が承継するものとする。（その他詳細は省略）</p>	<p>※左記3を除き(3)①を除き、平成31年4月1日から適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	Ⅲ その他	<p><b>1. コンビニ納付の拡充</b>                      国税のコンビニ納付について、自宅等において納付に必要な情報（いわゆる「QRコード」）を出力することにより行うことができることとする。</p> <p><b>2. 国税の予納制度の拡充</b>                      国税の予納制度について、対象となる国税を概ね12月（現行：6月）以内において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税に拡充し、併せて、ダイレクト納付により行うことができることとする。                      （注）国税の予納制度                      納付すべき税額が確定した国税で、その納期限の到来していないもの、又はおおむね6か月以内に納付すべき税額が確定することが確実な国税について、予め税務署長に申し出て納付することができる制度（国税通則法第59条、同法基本通達59-1）</p> <p><b>3. 電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等</b>                      電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等について、その範囲に次の処分通知等を加えるほか所要の整備を行う。                      ① 更正の請求に係る減額更正等の通知                      ② 住宅ローン控除証明書の交付                      ③ 適格請求書発行事業者の登録に係る通知</p> <p><b>4. 利子税の計算</b>                      法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用がある場合における利子税について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとする。</p> <p><b>5. 税理士試験の受験手数料の引き上げ</b>                      税理士試験に係る受験手数料について、受験科目が1科目の場合は4,000円（現行：3,500円）に、受験科目が2科目以上の場合は1科目追加ごとに加算する額を1,500円（現行：1,000円）に引き上げることとする。</p> <p><b>6. 税理士登録申請の添付書類の見直し</b>                      税理士の登録申請書に添付が必要とされる戸籍抄本について、試験申込時から登録までの間に氏名等の変更がある申請者を除き、提出を要しないこととする。</p>	<p>※平成31年1月4日以後に納付の委託を行う国税について適用する。</p> <p>※平成31年1月4日以後に納付手続を行う国税について適用する。</p> <p>※平成32年1月1日以後に行う処分通知等について適用する。</p> <p>※平成29年1月1日以後に法定納期限が到来した国税について適用する。</p>
関 税		<p><b>1. 暫定税率の適用期限の延長等</b>                      (1) 平成30年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（392品目）について、平成31年3月31日まで適用期限の延長を行う。                      (2) 平成30年3月31日に適用期限の到来する特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算定基礎の特例を含む。）について、平成31年3月31日まで適用期限の延長を行う。</p> <p><b>2. 金の密輸入に対する罰則の引き上げ</b>                      無許可輸出入罪の罰金額を500万円以下から1,000万円以下（貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合、価格の5倍まで）にする等、金の密輸入に関する罰則を引き上げる。</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<p><b>1. 年金課税</b>については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、今般の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、<b>拠出・運用・給付を通じて課税のあり方</b>を総合的に検討する。</p> <p><b>2.</b> デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。</p> <p><b>3.</b> 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、<b>引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」</b>のあり方を全体として<b>見直す</b>ことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p><b>4.</b> 子どもの貧困に対応するため、<b>婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する税制上の対応</b>について、児童扶養手当の支給に当たって事実婚状態でないことを確認する制度等も参考にしつつ、平成31年度税制改正において検討し、結論を得る。</p> <p><b>5.</b> 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、<b>個人事業者の事業承継</b>に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その<b>承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組み</b>が必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。</p> <p><b>6.</b> 医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。</p> <p><b>7.</b> 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方については、平成27年度税制改正の実施状況、国際機関等の議論、欧州諸国等における仕向地主義に向けた対応、各種取引の実態等を踏まえつつ、課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う。</p> <p><b>8.</b> 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p><b>9.</b> 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p><b>10.</b> 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、電気事業者の法的な分社化に伴うグループ内取引については、法令上の位置付けや実務上の観点等を踏まえ、収入金額の算定のあり方について検討を行う。</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<p>11. ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。</p> <p>12. 現在、政府において、民法における成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、他法令における行為能力や管理能力に着目した年齢要件を引き下げる方向で法改正に向けた作業を進めているところである。税制上の年齢要件については、対象者の行為能力や管理能力に着目して設けられているものであることから、民法に合わせて要件を18歳に引き下げることが基本として、法律案の内容を踏まえ実務的な観点等から検討を行い、結論を得る。</p>	